

# 監事の意見

平成 30 年 6 月 21 日

地方独立行政法人  
大阪府立環境農林水産総合研究所  
理事長 内山 哲也 様

地方独立行政法人  
大阪府立環境農林水産総合研究所

監事 黒田 清行

監事 三谷 英彰

## 監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度における業務の執行及び財務に関する状況について、監査しました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1 実施した監査の概要

理事長等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。更に、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表及び決算報告書について検討しました。

### 2 監査の結果

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の財政状態及び運営状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) キャッシュ・フロー計算書は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所のキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類について、指摘すべき事項はありません。
- (4) 行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を適正に表示しており、指摘すべき事項はありません。
- (6) 事業報告書は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 決算報告書について、指摘すべき事項はありません。
- (8) 理事長・副理事長・理事の業務執行に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。

以上